

# Fujitsu Sports 後援会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、Fujitsu Sports 後援会と称します。

(目的)

第2条 本会は、富士通株式会社（以下、「当社」といいます）のスポーツ活動である陸上競技部・アメリカンフットボール部・女子バスケットボール部・男子バレーボール部を愛する者すべてが一体となり、応援活動を通じて Fujitsu Sports を支援することを目的とします。

## 第2章 会員

(入会・会員資格)

第3条 本会の会員は、当社及び当社グループ従業員であり、かつ、第2条の目的に賛同し、本会則に同意のうえ、入会申込みを行い、会員名簿に登録された個人とします。

(申込)

第4条 本会の会員になろうとする者は、本会則の全てに同意したうえで、当社の陸上競技部、アメリカンフットボール部、女子バスケットボール部、男子バレーボール部のいずれか一つまたは複数の部を応援するかを選択のうえ、別途本会が定める手続をとることにより、本会への入会申込を行うものとします。

2. 本会は、別途本会が定める手続により本会への入会申込を受け付け、以下の各号を満たしていることを条件として、入会を承諾します。なお、本会の会員になろうとする者が、以下の各号のいずれかを満たしていないまたは満たさない恐れがあると本会が判断した場合には、入会を認めない場合があります。

- (1) 会員が本会に提出した情報に虚偽がないこと
- (2) 過去に本会または当社が運営する他の団体から、退会等の処分を受けていないこと
- (3) 個人的な目的以外の目的で本会の特典を利用しようとしていないこと

(会員資格の有効期間および継続手続)

第5条 会員の資格を取得したものの有効期間（以下、「有効期間」といいます）は、本会が入会を承諾した日（以下、「入会日」といいます）から、その直後に到来する8月31日までとします。なお、会員から本会が別途通知する更新・退会手続期間内に退会の申請が無かった場合は、当該会員の会員資格は1年間同一条件で自動更新されるものとします。

(退会)

第6条 会員は、本会からの退会を希望する場合（会員が応援することを選択した部の一部につき応

援を取りやめる場合を含みます)には、本会所定の方法により届け出るものとします。

2. 本会は、会員から退会希望の届出を受理したときには、退会手続を実施し、手続完了次第、会員に通知するものとします。この場合、本会による手続完了の時点をもって、会員たる地位を喪失するものとします。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知・催告を要せずただちに会員の地位およびこれに基づく権利を自動的に喪失するものとします。なお、会員たる地位を喪失したことより会員が損害を被った場合であっても、本会および当社は、何ら損害賠償の責に任じません。

- (1) 会員が第12条各号のいずれかに該当した場合
- (2) 会員が第4条第2項各号のいずれかを満たさなくなった場合
- (3) 会員が届け出た連絡先に対する本会からの連絡が2年以上不達となった場合
- (4) その他、会員が本会則に違反した場合

### 第3章 運 営

(事務局)

第8条 本会は富士通株式会社 企業スポーツ推進室に事務局を設置し、運営にあたります。

(会員特典)

第9条 会員は、以下の会員特典を受けることができます。会員特典の内容の詳細は、別途本会が用意する会員向けのサイト(以下、「専用サイト」といいます)に掲載いたします。

- (1) メールや専用サイトによる情報提供
  - (2) 各種イベントへの招待
  - (3) その他当会の判断により付与する特典
2. 会員特典の内容は、本会の都合により予告なく変更されることがあることを、会員は、あらかじめ承諾します。

(専用サイトの利用)

第10条 本会は、専用サイトを設置いたします。

2. 本会は、専用サイトに会員からの投稿を受け付ける掲示板その他のサイトを設置した場合には、そのテーマに則さない内容等、その他運営上不適当と判断した内容を、掲載停止または削除することがあります。
3. 会員は、専用サイトの利用および、その結果につき、自ら一切の責任を負うものとし、万一、本専用サイトの利用に関連し他の会員または第三者に対して損害を与えたものとして、当該会員または第三者から何らかの請求をされ、または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとします。
4. 専用サイトは、以下の場合に、予告なく停止することがあります。
  - (1) システムの保守の場合

- (2) 専用サイトに係る電気通信設備の保守、工事、障害等により電気通信設備の機能が停止したとき
- (3) 火災・天災・停電・第三者による妨害行為等により専用サイトの提供が困難と本会が判断した場合
- (4) その他、やむを得ず本会が専用サイトの停止が必要と判断した場合

#### (会員の義務)

- 第11条 会員は、本会への届出事項に変更があった場合、本会所定の方法により届け出るものとします。なお、変更の届出がないことにより、本会からの通知を受領できない、または本会の会員特典を利用できない（送付物の未着、延着等を含みます）等の不利益を被った場合であっても、本会および当社は、一切の責任を負いません。
2. 会員が専用サイトを閲覧等するために必要となる機器類（コンピュータ含むがこれに限られません）、および通信回線接続に必要な契約の締結等、各種の準備行為およびそれらの維持管理、通信費用の支払は、会員自らの負担と責任において行うものとし、本会および当社は、これらに関する責任を一切負いません。

#### (禁止事項)

- 第12条 会員は、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。会員が次の各号のいずれかの行為を行った場合、本会則に基づく会員たる地位を喪失するものとします。また、本会または第三者が次の各号に掲げる行為により損害を被った場合には、会員は、当該損害を賠償するものとします。
- (1) 本会、Fujitsu Sports、当社、他の会員または第三者の財産権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為、もしくは侵害する恐れのある行為
  - (2) 本会、Fujitsu Sports、当社、他の会員または第三者の運営を妨げる行為、誹謗中傷する行為、公序良俗に反する行為、犯罪的行為、もしくはその恐れがある行為
  - (3) 本会の体面を傷つける行為
  - (4) 本会、Fujitsu Sports、当社、他の会員または第三者に著しく迷惑をかける行為
  - (5) 会員特典を、営利目的をもって転売等する行為
  - (6) その他、本会の会員としての品位を欠き、不適切と判断する行為

## 第4章 雑 則

#### (著作権等)

- 第13条 本会が管理する記事および写真等のコンテンツ（専用サイト上のコンテンツを含みます）の著作権は、本会、当社または情報提供者に帰属します。
2. 会員は、前項のコンテンツ、データ等を、私的利用の範囲内で使用することができますが、他の用途に使用しないものとします。

(個人情報の取り扱いについて)

第14条 本会は、会員の個人情報を、以下の目的のためにのみ使用し、本会の管理のもと、その保護に万全を期するよう務めるものとします。

- (1) 会員特典の付与・送付
- (2) Fujitsu Sports に関する情報の提供
- (3) Fujitsu Sports に関するアンケート調査実施、分析
- (4) 会員からの問い合わせ対応
- (5) その他本会則に基づく義務の履行

2. 本会は、前項の目的のため、会員の個人情報を業務委託先である株式会社 WOW WORLD に預託することができるものとします。

3. 本会は、会員の個人情報を富士通株式会社の個人情報保護ポリシー (<https://global.fujitsu.com/terms/privacy>) に基づいて適切に取り扱います。

4. ご登録いただいた個人情報の開示・訂正・追加・削除および利用停止をご希望される場合は、以下の Fujitsu Sports 公式サイトの後援会入会ページより申請してください。

<https://sports.jp.fujitsu.com/fanclub/member>

その他、個人情報についてのお問い合わせは以下までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

富士通株式会社 Employee Success 本部 企業スポーツ推進室

e-mail: [contact-fujitsu\\_sports@cs.jp.fujitsu.com](mailto:contact-fujitsu_sports@cs.jp.fujitsu.com)

(会則の変更)

第15条 本会は、合理的に必要な範囲内において、本会則の全部もしくは一部を変更、追加または廃止（以下、「変更等」といいます）することができるものとします。

2. 本規約の変更等に際して、本会は会員に対し、相当期間前までにメールにより、変更等の内容および変更等の後の本会則の効力発生時期を通知することによって、周知を図るものとします。メールでの通知により、本会則の効力発生時期をもって本会則は変更等されるものとします。

3. 本会および当社は、第1項による本会則の全部もしくは一部の変更等につき、何ら責任を負うものではありません。

(本会の閉会)

第16条 本会は、3か月前までに会員に対して告知することにより、独自の裁量で本会を閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

2. 本条の規定にもとづき本会が閉会された場合であっても、会員は、本会および当社に対し、損害賠償等の請求を一切行わないものとします。

(責任)

第17条 当社は、本会に関連して発生した会員の損害につき、当該損害が当社の責に帰すべき事由により発生した場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

附則

初版 2017年9月1日  
第2版 2018年9月1日  
第3版 2020年7月29日  
第4版 2020年10月1日  
第5版 2022年10月1日  
第6版 2023年4月1日  
第7版 2024年2月5日  
第8版 2025年10月31日  
第9版 2026年4月1日